

株式会社定款例

(取締役を1名又は数名とし取締役会を設置しない場合)

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社〇〇ファームと称する。

○定款の絶対的記載事項

☆登記事項

[備考] 商号とは、会社の名称で、商号の選定は原則自由。
会社法第6条 会社は、その名称を商号とする。
② 会社は、株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社の種類に従い、それぞれの商号中に株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社という文字を用いなければならない。
③ 会社は、その商号中に、他の種類の会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。
商業登記法第27条 商号の登記は、その商号が他人の既に登記した商号と同一であり、かつ、その営業所(会社にあつては、本店。以下この条において同じ。)の所在場所が当該他人の商号の登記に係る営業所と同一であるときは、することができない。

(目的)

第2条 当社は、次の事項を営むことを目的とする。

○定款の絶対的記載事項

☆登記事項

1. 農畜産物の生産販売
2. 農畜産物を原材料とする食料品の製造販売
3. 農畜産物の貯蔵、運搬及び販売
4. 農業生産に必要な資材の製造販売
5. 農作業の受託
6. 〇〇〇
7. 全各号に附帯関連する一切の事業

[備考] 農業生産法人の場合、主たる事業が農業(関連事業を含む)でなければならない。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を〇〇県〇〇郡〇〇町に置く。

○定款の絶対的記載事項

☆登記事項

[備考] 本店の所在地とは、会社の主たる営業所の所在場所を含む独立最小の行政区画(市町、政令指定都市では区)のことをいう。具体的な所在場所は登記事項である(会社法第911条第3項第3号)が、定款の記載事項ではないので、最小独立の行政区画のみ記載している場合が多い。

(公告の方法)

○定款の相対的記載事項

☆登記事項

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法による。

[備考]

会社法第939条 会社は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。

- 一 官報に掲載する方法
 - 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
 - 三 電子公告
- ② 外国会社は、公告方法として、前項各号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。
- ③ 会社又は外国会社が第一項第三号に掲げる方法を公告方法とする旨を定める場合には、電子公告を公告方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。
- ④ 一項又は第二項の規定による定めがない会社又は外国会社の公告方法は、第一項第一号の方法とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

○定款の絶対的記載事項

☆登記事項

第5条 当社の発行可能株式総数は、1000株とする。

[備考] 発行可能株式総数とは、会社が将来発行する予定の株式数のこと。会社法第37条 発起人は、株式会社が発行することができる株式の総数（以下「発行可能株式総数」という。）を定款で定めていない場合には、株式会社の成立の時までに、その全員の同意によって、定款を変更して発行可能株式総数の定めを設けなければならない。

- ② 発起人は、発行可能株式総数を定款で定めている場合には、株式会社の成立の時までに、その全員の同意によって、発行可能株式総数について定款の変更をすることができる。
- ③ 設立時発行株式の総数は、発行可能株式総数の4分の1を下ることができない。ただし、設立しようとする株式会社が公開会社でない場合は、この限りではない。

(株券の不発行)

○定款の相対的記載事項

第6条 当社は、株式に係る株券を発行しない。

[備考] 会社法では、株券を発行しないこと（株券不発行）を原則としている（会社法第214条）。

会社法第214条 株式会社は、その株式（種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式）に係る株券を発行する旨を定款で定めることができる。

会社法施行後に設立される株式会社は、定款に「株券を発行する」旨の記載を設けなければ、株券不発行会社となるので、上記記載は単にそのことを確認しているにすぎない。

(株式の譲渡制限)

○定款の相対的記載事項

☆登記事項

第7条 当社の株式を譲渡によって取得するには、代表取締役の承認を受けなければならない。

[備考] 農業生産法人として、農地を利用して農業の経営を行う場合には、農地法により、株式の譲渡制限が必要とされている（農地法第2条第3項）。

そこで、定款において、全部の株式の内容として株式の譲渡について会社の承認を必要とする旨の譲渡制限を設けることができる（会社法第107条第1項第1号、同第108条第1項第4号）。

株式譲渡の承認機関については、原則として株主総会（取締役会設置会社においては、取締役会）の決議によらなければならないとされている。ただ、定款で定めれば、他の機関例えば代表取締役の承認とすることができる（会社法第139条第1項）。

（相続人に対する株式の売渡し請求）

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

[備考]

会社法第174条 株式会社は、相続その他の一般承継により当該株式会社の株式（譲渡制限株式に限る。）を取得した者に対し、当該株式を当該株式会社に売り渡すことを請求することができる旨を定款で定めることができる。

（基準日）

第9条 当社では、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定する必要がある場合には、取締役の決定により、予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

[備考]

会社法第124条 株式会社は、一定の日（以下この章において「基準日」という。）を定めて、基準日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主（以下この条において「基準日株主」という。）をその権利を行使することができる者と定めることができる。

② 基準日を定める場合には、株式会社は、基準日株主が行使することができる権利（基準日から3ヶ月以内に行使するものに限る。）の内容を定めなければならない。

③ 株式会社は、基準日を定めたときは、当該基準日の2週間前までに、当該基準日及び前項の規定により定めた事項を公告しなければならない。ただし、定款に当該基準日及び当該事項について定めがあるときは、この限りでない。

第3章 株 主 総 会

（招集）

第10条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。

○定款の相対的記載事項

○定款の任意的記載事項

[備考]

会社法第 296 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。

② 株主総会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。

「一定の時期」とは、定期株主総会は基準日から 3 ヶ月以内に開催する必要があると解されている。ただ、法人税の申告との関係で「2 ヶ月以内」と定める会社も多い。

③ 株主総会は、次条第 4 項の規定により招集する場合を除き、取締役が招集する。

(招集権者及び議長)

第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。

2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。

[備考] 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き（会社法第 297 条第 4 項）、取締役が招集する（同法第 296 条第 3 項）。ただし、定款で、取締役社長が招集すると規定することが多い。

株主総会の議長は、定款の定めがないときには、総会において選任する。総会で選任できることは会議体として当然のことであるからである。本記載例のように、定款で定めることも可能である。

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権のある株主の議決権の過半数によってこれを決する。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

[備考] 第一項は、株主総会の普通決議の際に定足数を排除するための定款の規定である（会社法第 309 条第 1 項）。

第二項は、特別決議において定款で定足数を緩和する規定を設ける場合の記載である（会社法第 309 条第 2 項）。

(株主総会議事録)

第13条 株主総会の議事録については、法令で定める事項を記載または記録した議事録を作成する。

[備考]

会社法第 318 条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

② 株式会社は、株主総会の日から十年間、前項の議事録をその本店に備え置かなければならない。

第4章 取締役

(取締役の員数)

○定款の任意的記載事項

第14条 当社の取締役は、○名以内とする。

[備考] 取締役は必須の機関であり、定款に別段の定めがある場合や取締役会設置会社である場合を除き、会社の業務執行を行う(会社法第348条第1項)。

取締役会を設置しない会社については、取締役の人数についての制限はなく、取締役は1名でも足りる。もし、取締役を2名以上おく場合には、定款に別段の定めがある場合を除いて、取締役の過半数で決することになる(会社法第348条第2項)。なお、取締役の人数の上限については会社法に制限はなく、定款で「○名以内」と記載することも任意的記載事項として認められる。

(取締役の選任の方法)

第15条 当社の取締役は、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によってこれを選任する。

2 取締役の決議については、累積決議によらないものとする。

[備考] 累積決議とは?…会社法第342条第3項に規定されているもので、取締役の選任の決議について、株主は、その有する株式1株につき、当該株主総会において選任する取締役の数と同数の議決権を有する([例] 取締役3名の場合1株につき3議決権)。株主は、その与えられた議決権の全部を1人の取締役候補者に投票してもよいし、数人の候補者に分けて投票してもよい。その投票の結果、得票数の多い候補者から、順次取締役に選任されるというもの。

(取締役の任期)

第16条 取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

[備考]

会社法第332条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、定款又は株主総会の決議によって、その任期を短縮することを妨げない。

② 前項の規定は、公開会社でない株式会社(委員会設置会社を除く。)において、定款によって、同項の任期を選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

(社長および代表取締役)

第17条 取締役が2名以上ある場合は、そのうちの1名を代表取締役とし、取締役の互選によって定める。

2 取締役が1名の場合は、その取締役を代表取締役とする。

3 代表取締役を社長とし、会社の業務を執行する。

[備考] 取締役会を設置しない会社の場合には、代表取締役を定めることは任意である（会社法第 349 条第 3 項）。また、会社法上は取締役と代表取締役の区別のみであるが、実際は社長のような役付取締役を設けることが一般的である。これを明確にする意味で定款に記載する。

(取締役の報酬等)

第18条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議によって定める。

[備考]
会社法第 361 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。
1 報酬等のうち額が確定しているものについては、その額
2 報酬等のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法
3 報酬等のうち金銭でないものについては、その具体的な内容
② 前項第 2 号又は第 3 号に掲げる事項を定め、又はこれを改定する議案を株主総会に提出した取締役は、当該株主総会において、当該事項を相当とする理由を説明しなければならない。

第5章 計 算

○定款の任意的記載事項

(事業年度)

第19条 当社の事業年度は、毎年〇月〇日から翌年〇月〇日までとする。

[備考] 定款に事業年度を必ず記載しなければならないわけではないが、役員の任期や剰余金配当の時期との関連で明確にするために、実際上記載しているのが一般的である。

(剰余金の配当)

第20条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に対して支払う。

2 剰余金の配当は、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

[備考] 旧商法における「利益配当」は、会社法において「剰余金の配当」となった（会社法第 453 条以下）。剰余金の配当を受けるべき者を定めるために、基準日を設けて定款に記載するのが一般的である。

剰余金の配当請求権は、定款の規定がなければ 10 年の時効で消滅する（民法第 167 条第一項）。しかし、これでは長すぎるので、通常は、定款の規定で期間を短縮している。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産)

○定款の絶対的記載事項

第21条 当会社の設立に際して出資される財産の最低額は、金〇円とする。

[備考] 平成 18 年の会社法改正により、最低資本金額制度が廃止されたことにより、「最低額」として記載すべき金額には、制限はない。

(最初の事業年度)

○定款の任意的記載事項

第22条 当会社の最初の事業年度は、当会社設立の日から平成〇年〇月〇日までとする。

(発起人の氏名、住所および引受株数)

○定款の絶対的記載事項

第23条 発起人の住所、氏名および各発起人が引き受けた株式の数は、次のとおりである。

(住所) 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇

普通株式 100株 (氏名) 広島 太郎

以上、株式会社〇〇ファーム設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成〇年〇月〇日

発起人 広島 太郎 印

広島 一郎 印

[備考] 会社法において、株式会社の設立に関して発行する株式に関する事項のうち

① 発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数
② その設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額
③ 成立後の株式会社の資本金及び資本準備金の額
については、定款にその定めがないとき、発起人の全員の合意で決定する(会社法第32条第1項)。この場合、設立登記の申請において別途「発起人全員の同意書」の添付が必要になる。

本定款の記載例は、上記①の定款の定めが記載してあるので、設立登記の申請にこれを同意書の代わりに援用でき、その旨記載の同意書の添付は必要ない。

これと同様に、上記②③につき、定款の附則に次のような定めを記載してあるときは、設立登記の申請の際、その旨記載の(発起人の是認の同意書)の添付は必要ない。

(設立に際して発行する株式等)

第〇条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、普通株 1000 株とし、発起人が全部を引き受ける。

2 発起人が前項の設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は、1株につき金〇円とする。

(資本金の額及び準備金の額)

第〇条 当会社の設立時の資本金の額は、設立に際して株主となる者が当会社に払い込んだ金額とする。